

伊木市長の政治スタンスを検証

「湊山球場の跡地利用」・「市庁舎再編ビジョン」&

癒しの弓ヶ浜公園、「バーベキュー場」の運営/行政財産で焼き肉の酒盛り！

白砂青松の海岸線に沿う「弓ヶ浜公園」は、広大な芝広場と花卉の植栽に囲まれ、遊具も備えられた癒しの公園として、市民に親しみを持て迎えられている。

公園の利用も、一般の老若男女問わず幼稚園・保育園の園外活動（5,000〜6,000人）と小、中学校の課外学習（6,000人）など、自然景観を活かした教育的利用も盛んである。

市長は、「公園」という行政財産を材に、「バーベキュー場」（4台常設）の運営を行うとしている。行政財産を利用して、民業の利益重視のサービスはルールに背く。

市長は、「バーベキュー場」の事業効果を、市内の消費拡大と結びつけ、「公園の規制緩和（国の権限）」を乱用し、功績としている。

自然景観に恵まれ、幼児、児童、生徒の教育的利用の高い「弓ヶ浜公園」を、ルールに背き特定の者の「焼き肉とアルコールの臭う」景色に換えることに、市民の共感が得られるのか不透明である。

公園整備は、四季を彩る花卉の植樹に抱かれる癒しである。

公有財産の不当な管理&条例違反、特定者への便宜供与！

「地方公共団体（市）は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」「法令に違反して行つた地方団体の行為は、これを無効とする。」行政は、法令を遵守し、市民に公正・公平な行政サービスを施すことが義務付けられている。

政界の近況は、森友学園の国有財産を巡る公文書の改竄、「桜を見る会」の総理の虚偽答弁、検事の定年延長と学術会議の任命拒否問題など、法制度と倫理を無視した制度破壊が起きている。

市政にも、モラル（倫理）を無視した同じ類のものが存在する。

一般的に言う、里道（赤道）、青線と称す法定外公共物の占用許可を、条例に反し「許可をしないなら、年間20万円の賃料を徴収している。

「公共物の管理条例」は、通路の占用許可は認めても、「駐車場施設」は、管理上の支障となる行為に当たるため認められていない。

この不当な占用許可によって、通路利用が閉ざされ、市道認定からも外れ、環境整備に支障が生じる不公平が存在している。

市営住宅（公営）削減、413戸を減らす/未修繕の空き室、330戸未活用！

公営住宅（市営）は、低廉な家賃で比較的所得の低い方に、住まいを提供することを法で定めている。

市の市民税の所得別納税者数は、112,300人（平・30年）。その内、所得100万円以下は51,630人（45.19%）、所得200万円以下は24,927人（21.82%）を占め、納税者数全体の67.01%（76,557人）は、所得200万円以下である。

市民所得の比較的低い市民生活の実態から、市営住宅のセーフティネットの果たす役割は重要だ。市長は、将来の市営住宅の必要数を見通し、現戸数1,506戸から413戸減らし、公共施設の財政負担の軽減を図ろうとしている。

市営住宅の建設債の返済は、全戸数の家賃収入で充たされている。管理戸数の削減は、住宅事業の財源（借金返済）の逼迫につながる。

一方で、市営住宅の未修繕の空き室が330戸も未活用の状態だ。法は、住宅管理者に「遅滞なく、修繕を行うこと」を義務付けている。市民の入居希望の実態からも、市営住宅の良好な管理が迫られている。